

佐久市森林経営管理制度実施方針（実施計画）

作成日：令和2年12月21日

1 趣旨

佐久市森林経営管理制度実施方針（以下「実施方針」という。）は、佐久市に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう佐久市が森林経営管理法に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

2 森林整備・林業振興の基本的な考え方

（1）現況と課題

- ・ 佐久市の森林は26,160haで、うち民有林は20,449haとなっている。
- ・ 民有林人工林は12,862haで、所有者自らが管理する森林（公有林・団体有林・経営計画対象森林を除く森林）が5,806haある。
- ・ 佐久市内では、佐久森林組合、南佐久北部森林組合及び林業事業者により18団地（区域面積2,917.58ha）の森林経営計画が策定されている。今後も、林業経営の成り立つ区域について森林経営計画策定森林を増やす計画である。
- ・ 佐久市内の林業経営は主に上記森林経営計画策定森林において実施されており、近年は、搬出間伐のほか成熟し伐期に達したカラマツの皆伐と再生林のセットの施業が増加している。
- ・ 佐久市は旧市町村単位で、佐久、臼田、望月、浅科の4地域に分かれ、さらに26余りの単位に区分することができる。
- ・ 令和元年の令和元年東日本台風災害では、河川が氾濫し住宅などの浸水被害が発生し、住民の生活を脅かした。
- ・ 佐久市では、これらを取り囲む森林の管理が住民の生活・生計の維持を図る上で重要な課題となっている。

（2）基本的な考え方

- ・ 佐久市では、森林所有者（森林組合や林業事業者への長期施業委託含む。以下同じ）による施業を森林経営計画の策定を通じて促しつつ、森林所有者による施業が困難な森林を中心に、森林経営管理制度の適切な運用を通じて整備を進めていく。
- ・ また、意向調査と並行して、森林の適切な経営管理に欠かせない所有境界の明確化についても同様に整備に努めていく。
- ・ 以上を踏まえ、森林経営管理制度上の対象となった森林のうち、林業経営が成り立つ森林については、森林組合や林業事業者による集約的な森林整備を促すとともに、林業経営が成り立たない森林については、佐久市が主体的に整備を進める。なお、その他森林については、森林経営管理制度の運用の中で森林所有者の意見を聞きつつ検討していく。

- ・ 森林経営管理制度は森林・林業に関する専門的な知識及び行政手続きを含めた現地調査と法的事務が必要な業務となるため実行組織体制が確立したうえで進める。

3 森林所有者意向調査について

(1) 対象森林の考え方

ア 経営森林として除外する森林

- ・ 森林経営計画樹立森林

春日蹄ヶ沢 団地 (2118・2119・2120 林班)、

春日中久保 団地 (2105・2106・2107・2114 林班)、

立科町有林 団地 (2194・2195・2196・2197・2198・2199・2200・2201・2202 林班)

入沢 団地 (1096・1097 林班)、

布施 団地 (2011・2013・2014・2015 林班)

平 団地 (1001・1003・1007・1008 林班)

小宮山 団地 (112 林班)、

キーテックの森 団地 (国有林 114 林班)

蓬田 団地 (3006・3008・3012 林班)

甲 団地 (3015 林班)

大沢 5 団地 (103・104 林班)

前山 団地 (109 林班)

式部 団地 (2006・2032・2033・2034 林班)

細尾沢 団地 (2161・2162・2163・2164・2165 林班)

協和財産区第 1 団地 (2152・2166・2167・2168・2169・2174・2175・2176 林班)

竹糠日 団地 (118・119・120・122・123・124・125・126・127・128・129・130・134 林班)

香坂南沢 団地 (32・36・37 林班)

大沢財産区 団地 (94・95・96・97・98・99・100・101・102・103 林班)

- ・ 公有林 (森林経営計画樹立森林は上記に含む)

市有林、立科町有林

財産区有林

- ・ 団体有林

国立研究法人 森林研究・整備機構 森林整備センター

一般社団法人長野県林業公社

- ・ 保安林のうち治山事業で整備計画がある保安林

イ 対象森林の絞り込み

- ・林班内の人工林率が 50%以上で、森林経営計画が策定されていない等、持続的に経営管理を行っていることが確認できない森林（個人・共有・集落）
- ・抽出した森林について意向調査を実施する区域とする。

ウ その他対象森林への追加

- ・森林経営計画対象林班において長期施業委託不同意（又は所有者不明等で計画樹立者が所有者を明らかにできなかった森林）のうち、イに該当するものについて、その区域を随時追加する。
- ・抽出されない森林で居住区域、国県道、河川沿いに連続する林班で防災上必要と認められる場合は随時追加する。

(2) 対象森林面積等

- ・ 対象森林の面積 4,134 ha（森林簿情報より抽出）
- ・ 対象森林に関わる林班数 242 林班

(3) 意向調査の方法等

- ・ 意向調査は情報整理したうえで、所有境界が明確化されている箇所等の状況を鑑みて進めるものとする。
- ・ 調査方法は郵送を基本とするが、在村者にあつては地区の状況によって個別対応（個別訪問、地区説明等）も検討する。
- ・ 意向調査の回収は郵送を基本とするが、在村者にあつては直接回収も検討する。
- ・ 調査専門会社等への業務委託も可能とする。

4 意向確認後の森林経営管理の方針

- ・ 対象森林は、佐久市による主体的な整備を進めることを基本とする。
- ・ 対象森林を明確化した上で、森林経営管理権を設定するものとする。
- ・ 現地調査の結果、林業経営に適すると判断される場合には、関係する森林組合や林業事業体等に照会し、当該林業経営体に経営管理を再委託するものとする。また、再委託後の経営計画樹立の促進を図るため、必要に応じて森林法施行規則第 33 条 1 口に基づく区域設定を検討する。
- ・ 森林経営管理権の設定が完了した森林から整備を進めることとするが、防災減災の機能向上を緊急に必要とする森林の整備及び機能を損なう恐れのある劣悪木の伐採などは、森林所有者の同意を得た上で森林経営管理権の設定に先んじて伐採などの対応をすることとする。
- ・ 機能向上の観点から更新が必要な森林については択伐による更新を基本とし、成林するまで造林・保育を行うこととする。

5 森林経営管理制度の実施コストについて

- ・ 市が森林経営管理制度を実施する経費（意向調査、森林経営管理権の設定、森林の管理・整備、市民への制度周知などに要する経費）は、森林環境譲与税をその財源とし、財源の許す範囲での実施をする。
- ・ 森林環境譲与税は佐久市森林環境譲与税基金に繰り入れ、実施にあたっては基金を繰り戻し原資とする。
- ・ 佐久市森林環境譲与税基金は、森林経営管理制度の実施のほか、市内の森林整備の促進について譲与税の趣旨に沿って使用される。

6 その他特記事項

- ・ 対象森林については、実施する中で効率的に実行できるようにするため、随時見直しができることとする。
- ・ 意向調査や現地調査の結果は森林簿等に反映することとし、森林簿及び林地台帳の精度向上に努める。
- ・ 一連の業務は現在の職員体制で開始するが、業務に要する時間等は未知数であるため、今後の市の執行体制を考慮し、必要に応じ職員の配置、業務の外部委託等を検討するものとする。
また、佐久地域の市町村と連携し情報の共有、その他連携して進める事項（広域連携等）の検討を進める。